

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日替り、
休日の翌日
が翌日)

目 次

◇ 条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十八年四月一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県条例第十八号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次の

ように改正する。

本則(第五条第一項を除く。)中「総理府令」を「自治省令」に改める。
第五条第一項中「総理府令」を「自治省令」に改める。

第三十二条の三中「第三項から第八項」を「第三項から第九項」に、「
第四項及び第八項」を「第五項及び第九項」に改める。

第四十条の表中「二十万円」を「三十万円」に、「十万円」を「二十万
円」に、「二万円」を「四万円」に、「六千円」を「一万二千元」に、「
二千元」を「四千元」に改める。

第六十一条の四第二項第一号中「第四十二条の第二項」を「第四十二
条の二」に改め、同項第二号イを削り、同号ロ中「第三十七条の十九第二
項」を「第三十七条の十八」に改め、同号中ロをイとし、ハをロとする。

第六十七条第二項第一号中「第四十二条の第二項」を「第四十二条の
二」に改め、同号ロを削り、同号中ハをロとし、同項第二号イを削り、同
号ロ中「第三十七条の十九第二項」を「第三十七条の十八」に改め、同号
中ロをイとし、ハをロとする。

第一百九条第一項第一号中「百八十円」を「二百円」に、「三百六十円」
を「四百円」に改め、同項第二号中「百八十円」を「二百円」に改める。

第二百二十五条第一項第一号中「九千元」を「一万元」に改め、同項第二
号中「四千元」を「四千五百円」に改め、同項第三号中「三千元」を「三
千三百円」に改める。

第三百三十九条各号列記以外の部分及び第一号中「軽油の引取」を「軽油
の引取り」に改め、同条第二号中「その他施行令で定める公共の用に供す
る施設の電源用」を「の電源の用途その他公用又は公共の用に供する施設
又は機械の電源又は動力源の用途で施行令で定めるもの」に、「軽油の引

取」を「軽油の引取り」に改め、同条第三号から第五号までの規定中「軽油の引取」を「軽油の引取り」に改める。

第四百四十九条の二中「第三十六号様式又は第三十六号の二様式の申請書に徴収不能の額等の還付又は納入義務の免除を必要とする事由を証明すべき書類を添付して、これを」を「自治省令で定めるところにより申請書を」に改める。

第一百五十五条第一号中「六千円」を「六千五百円」に改め、同条第二号中「二千円」を「二千二百円」に改める。

附則第十四項及び第十五項中「昭和五十七年度分」を「昭和五十八年度分」に改める。

附則第四十五項を次のように改める。

(昭和五十八年度分の県たばこ消費税の特例)

45 昭和五十八年度分の県たばこ消費税に限り、第七十一条第三項の規定の適用については、同項中「製造たばこの本数を」とあるのは「製造たばこの本数(昭和五十八年三月から昭和五十九年二月までの間において施行令で定める期間内に小売人又は直接消費者に売り渡した製造たばこについては、当該売り渡した製造たばこの本数に施行令で定める率を乗じて得た本数)を」とする。

附則第五十八項を附則第五十九項とし、附則第五十七項中「附則第五十三項」を「附則第五十四項」に改め、同項を附則第五十八項とし、附則第五十六項中「附則第五十三項」を「附則第五十四項」に改め、同項を附則第五十七項とし、附則第五十五項中「附則第五十三項」を「附則第五十四項」に改め、同項を附則第五十六項とし、附則第五十四項を附則第五十五項とし、附則第五十三項を附則第五十四項とし、附則第五十二項を附則第

五十三項とし、附則第五十一項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、同項を附則第五十二項とし、附則第五十項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、同項を附則第五十一項とし、附則第四十九項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、同項を附則第五十項とし、附則第四十八項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改め、同項を附則第四十九項とし、附則第四十七項中「一般乗合旅客自動車運送事業」を「一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業」に、「一般乗合用のバスで法附則第三十二条第一項の自治省令で定める要件に該当するもの」を「地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供する一般乗合用のバス(これに代わるものを含む。)として法附則第三十二条第一項の自治省令で定めるもの」に改め、同項を附則第四十八項とし、附則第四十六項中「百八十円」を「二百円」に、「五百四十円」を「六百円」に改め、同項を附則第四十七項とし、同項の前に次の一項を加える。

(自動車税の税率の特例)

46 昭和五十八年度分及び昭和五十九年度分の自動車税に限り、電気を動力源とする自動車で法附則第十二条の三第一項の自治省令で定めるもの(第百十条第一号イ(1)に掲げるものを除く。)に対して課する自動車税の税率は、同条及び第百十一条の規定にかかわらず、鳥取県税条例の一部を改正する条例(昭和五十四年三月鳥取県条例第二十三号)による改正前の鳥取県税条例第百十条及び第百十一条に規定する税率とする。第三十六号様式及び第三十六号の二様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三百三十九条の改正規定及び附則第九項の規定は、昭和五十八年六月一日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)第三十二条の三の規定は、昭和五十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、昭和五十七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 改正前の鳥取県税条例(以下「旧条例」という。)附則第十四項及び第十五項の規定は、昭和五十七年度分の個人の県民税については、なおその効力を有する。

4 新条例第四十条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十三条第五項の期間に係る法人の県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の県民税については、なお従前の例による。

5 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る地方税法第五十三条第一項の申告書(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、地方税法第五十三条第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。)の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る県民税として納付した又は納付すべきであった県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

6 新条例第六十一条の四及び第六十七条の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(鉱区税に関する経過措置)

7 新条例第百十九条及び附則第四十七項の規定は、昭和五十八年度以後の年度分の鉱区税について適用し、昭和五十七年度分までの鉱区税については、なお従前の例による。

(狩猟者登録税に関する経過措置)

8 新条例第百二十五条の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟者登録税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟者登録税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

9 新条例第百三十九条の規定は、昭和五十八年六月一日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(入猟税に関する経過措置)

10 新条例第百五十五条の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき入猟税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する入猟税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

11 旧条例附則第四十五項に規定する電気を動力源とする自動車に対して課する昭和五十七年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

る。

(自動車取得税に関する経過措置)

12 新条例附則第四十八項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千四百円(送料を含む)】